｛（A＋B）×α＋C×β－（A＋B＋C）×γ＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［略］

α　1.00

β　1.02

γ　0.078

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00730253）×0.75－（A×0.00358622）×0.75＋（A×0.00876304）×0.75－（A×0.00432625）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00330694）×0.75－（A×0.00166146）×0.75＋（A×0.00396833）×0.75－（A×0.00200631）×0.75

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.02167

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,100円

［略］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（25,600円×α）×（A×0.913）＋（29,600円×β）×（B×0.913）＋（5,600円×γ）×（C×0.913）＋（10,100円×δ）×D

（25,600円×α）、（29,600円×β）、（5,600円×γ）及び（10,100円×δ）に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（A×0.913）、（B×0.913）及び（C×0.913）に１

｛（A＋B）×α＋C×β－（A＋B＋C）×γ＋D＋E＋F｝×0.75

算式の符号

［同左］

α　0.93

β　0.98

γ　0.074

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00617415）×0.75－（A×0.00304993）×0.75＋（A×0.00740898）×0.75－（A×0.00367984）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第４項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×0.00323408）×0.75－（A×0.00161062）×0.75＋（A×0.00388089）×0.75－（A×0.00194536）×0.75

算式の符号

A　地方税法第72条の114第４項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（不動産取得税の基準税額の算定方法）

第二十条　不動産取得税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A＋B）／2｝×0.01907

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A×α）×53,000円

［同左］

（自動車税の基準税額の算定方法）

第二十四条　自動車税の基準税額は、環境性能割に係る基準税額及び種別割に係る基準税額の合算額とする。